

別表 3

常勤役員のうち、法人職員を兼務し、且つ独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員退職手当共済事業（もしくは独立行政法人勤労者退職金共済機構の退職共済制度）及び神奈川県民間社会福祉施設退職手当共済に加入している法人職員以外の常勤役員が退任した場合、これらに加入していない月から役員退任時までの期間に対し、下記のとおり役員退職慰労金を支給する。

役員退職金算定式

最終役員報酬月額×在任年数（小数点第四位以下は切り上げ）×0.5